

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第二課

1. 基本情報

(1) 国名：ネパール

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

国内全域

(3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年7月12日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）では、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を基本方針とし、「ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり」、「経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備」、「貧困削減及び生活の質の向上」、「ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり」を重点分野として設定している。また、対ネパール JICA 国別分析ペーパー（2020年8月）においても、質の高い成長を加速するための経済基盤インフラ整備や連邦制導入に基づくガバナンス能力向上が重要であると分析している。人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）では、以下の開発課題を協力重点分野に設定しており、我が国及び JICA の協力方針及び分析との整合性が認められる。

- ・経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備：開発課題として「財政・経済政策」が含まれる。

- ・ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり：開発課題として「行政運営能力強化支援」「国際関係構築」「法制度整備支援」が含まれる。

さらに、本事業は、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

ネパールにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、韓国、中国等があげられる他、世界銀行、国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関による奨学金事業もある。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、ネパール政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

②事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 22 名（修士課程 20 名、博士課程 2 名）の留学生在が、本邦大学院において、ネパールにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）：

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 22 名。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う）

(2) 総事業費

424 百万円（概算協力額（日本側）：424 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ネパールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ネパール政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、外務省、連邦総務省、在ネパール日本大使館、JICA ネパール事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2023年実績 値)	目標値 (2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数 (名)	修士	0	20
	博士	0	2
留学生の学位取得率 (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。
また、下記6.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にて JDS 各国の学位取得率を確認し、最も低い国が 95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で 95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で 65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICA で定期的（4年に1回目途）に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間関係の強化及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、留学機会の提供を通じて開発課題の解決に貢献する人材の育成に資するものであり、SDGs ゴール 4「質の高い教育」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上